

☀ 介護保険の目的

加齢による病気等で介護や日常生活の支援が必要となった人について、その人が持つ心身の能力を活かし自立した日常生活を営めるように、必要な保健医療と福祉の両面から必要なサービスを総合的・一体的に提供することを目的に、市町村（市町村が広域連合や一部事務組合を設立して実施する場合があります。）が保険者となり保険料と公費を財源としてつくられた社会保険方式の制度です。

☀ 保険給付の種類

保険給付には、法定給付として介護給付と予防給付があります。

	介護給付	予防給付
対象者	要介護者	要支援者
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護サービス費の支給 ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防サービス費の支給 ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域密着型介護サービス費の支給 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・複合型サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域密着型介護予防サービス費の支給 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護福祉用具購入費の支給 ●居宅介護住宅改修費の支給 ●居宅介護サービス計画費の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防福祉用具購入費の支給 ●介護予防住宅改修費の支給 ●介護予防サービス計画費の支給
	<ul style="list-style-type: none"> ●施設介護サービス費の支給 ・介護福祉施設サービス ・介護保健施設サービス ・介護療養施設サービス 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●高額介護サービス費の支給 ●特定入所者介護サービス費の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ●高額介護予防サービス費の支給 ●特定入所者介護予防サービス費の支給